



労保連労働災害保険事業業務取扱申込書 兼保険代理店委託契約書

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 会長 殿

当 労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全国労保連」という。）定款第4条第3号に基づく労保連労働災害保険事業について、保険代理店として業務の取扱いを行いたいので、以下により申し込みます。

また、労保連労働災害保険事業を取り扱うに当たっては、下記保険代理店委託契約の締結を承諾し記名押印します。

平成 年 月 日

事務組合整理番号		-					
労働保険番号		※	※	※			
所在地	〒						
(ふりがな) 事務組合名							
電話番号	()						
FAX番号	()						
メールアドレス	@						
他の業務の種類							
募集人の見込数	名						
(ふりがな) 代表者の氏名	印						
代表者の生年月日	年		月		日 (男・女)		

(注1) この申込書により取得する個人情報、当会保有個人情報の管理諸規則に基づき、労保連労働災害保険事業の管理、運営等に限り利用するものとし、法令に基づく場合を除き、第三者に提供いたしません。

(注2) 他の業務の種類欄には母体団体（事業主団体）で事務組合事業以外の事業がある場合に、商工会（議所）事業、事業協同組合事業などと記入してください。代表者の生年月日の男女欄は該当箇所に○を記入してください。

記（以下裏面）

(委託業務)

第1条 事務組合（以下「代理店」という。）は、全国労保連の委託を受けて、全国労保連が定める労保連労働災害保険事業業務取扱手引（以下「手引」という。）に基づき、保険契約の締結代理、保険料の領収・保管・納付、保険料領収証の発行、災害発生時の災害発生通報、保険金請求の援助その他の業務（以下「委託業務」という。）を行う。

(法令等の遵守)

第2条 代理店は、委託業務の実施、事務処理に当たって、この契約に定めるところに従うほか、保険業法、保険法その他の関係法令及び全国労保連が定める労保連労働災害保険普通保険約款、労保連労働災害保険事業方法書、手引を遵守しなければならない。

(代理店の業務廃止及び変更)

第3条 代理店は、委託業務を行わなくなったとき、又は代理店の名称、所在地及び代表者を変更したときは、遅滞なく、全国労保連に通知しなければならない。

(代理店手数料)

第4条 全国労保連は、全国労保連の定めるところにより代理店手数料を支払う。

2 全国労保連は、代理店手数料のほかは、委託業務に関する諸費用等名目の如何にかかわらず、費用の支払い又は負担を行わない。

(割り戻し等の禁止)

第5条 代理店は、直接であると間接であるとを問わず、保険契約者及びこれらの関係者に対して、その手数料の全部若しくは一部に相当する金品を給付する等、保険料の割り戻しに類する行為をしてはならない。

(守秘義務)

第6条 代理店は、顧客情報その他業務上知ることができた事項を管理し、正当な理由なく他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(契約の期限、解除)

第7条 この契約は、期限を定めないものとする。ただし、代理店が代理店業務を廃止した場合は、自動的に終了する。

2 全国労保連又は代理店は、予め文書により申し出ることによってこの契約を解除できる。

3 前項の規定にかかわらず、全国労保連は、代理店がこの契約に違反した場合、その他契約を継続し難い重大な事由が発生した場合は、この契約を解除することができる。

4 前2項の規定により、契約が解除された場合は、代理店は、全国労保連の指示に従い、解除までの業務に係る精算を行う。

(契約上の協議)

第8条 この契約に定めのない事項は、手引によるほか全国労保連と代理店が協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

(全国労保連)

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

会 長 堀 谷 義 明 印

(代理店)

印